破綻する核燃料サイクルにとどめを!!　さようなら「もんじゅ」、さようなら核燃サイクル東京集会のデモ行進
（12月８日、撮影　国富建治）

目次
もくじ contents

事務局から

●第12期の第7号をお届けします。
●第12期第８号は、１月27日発送予定です。
●来年もよろしくお願いします。

トランプ登場で何が変わるか

大方の予想を覆してトランプが米国大統領の座をつかんだことは、世界に衝撃を与えた。トランプに率いられた米国の外交・安全保障政策や経済政策がどのようなものになるのか、それによって世界がどう変わるのか。まだ未確定の要素が多く、予測が難しいが、トランプ登場の意味とそれが及ぼす世界への影響について確かと思われる事柄を挙げてみたい。

グローバル化の流れの躓き

トランプの勝利は、冷戦終焉後の世界を席巻してきた新自由主義的グローバル化の波が、その総本家で拒絶され躓いたことを意味する。それは、EUからのイギリスの離脱に続いてのグローバル化の蹉跌であり、しかもその影響はずっと大きい。

トランプは、「米国第一」を掲げ米国の雇用と産業を取りもどすと訴えて、白人労働者の多数の支持を獲得して勝利した。多くの人びとは、トランプが国益を最優先する「保護主義」政策に舵を切ることを期待して、投票した。そこには、グローバル化、つまり貿易と投資の無制限の自由化に対する不満と拒絶が表明されていた。グローバル化は、米国の頂点に君臨するITや金融分野の多国籍企業（グーグル、アップルなど）の巨万の富をもたらしたが、その対極で製造業の衰退と社会内部の巨大格差を生み落したからである。

米国では、10%の富裕層が所得の50%を、1%の富裕層が金融資産の40%を独占するまでになっている。また、AFL-CIOによると、主要企業500社の労働者に対するCEO（最高経営者）の年収は、1980年に42倍だったが、2014年には373倍と30年余りで9倍になっている。ウォルマートのCEOの収入を時給換算すると、同社の米従業員の最低賃金時給の約1036倍に達しているという。

多くの人が指摘するように、中間層を解体・没落させ低所得者層を苦しめるこの巨大格差こそが、トランプを勝利させたことはまちがいない。そして、巨大格差への不満と怒りは、移民やイスラム教徒の排除、女性差別を広言する右翼ポピュリズムへの支持・共鳴という歪んだ最悪の政治表現をとった。トランプの勝利は、まちがいなくフランスの国民戦線など移民排斥・反EUの極右潮流を勢いづけるだろう。しかし、同じ不満と怒りが、米国ではサンダースを押し上げた若者の新しい動きに表現されていたことも忘れてはなるまい。

保護主義に逆戻り？

トランプは、公約通りTPPからの離脱宣言を行うと明言している。NAFTAについての見直しや輸入関税の引き上げにも言及している。これは、一見するとトランプが保護主義に逆戻りするかのように見え、経済界やメディアは強い警戒感を募らせている。

たしかに、トランプは、多国籍企業の活動に無制限の自由を与えるグローバル化から方向転換しようとしている。だが、それは保護主義に向かうことと同じではない。トランプはなぜ、TPPから離脱しようとするのか。12ヵ国という多国間の自由貿易協定では、米国の多国籍企業の利益が制限されるからだ。

TPP協定の焦点の1つは知的財産権の強化であり、がんやC型肝炎の治療に使われるバイオ医薬品のデータ保護期間が創設され、販売承認の日から8年間と定められた。これによって安いジェネリック薬企業の参入が妨げられ、開発者である米国の製薬大企業は莫大な利益を独占的に得ることができる。にもかかわらず、保護期間を12年とすることを要求していた米国の製薬大企業は、5年を求めた発展途上国との交渉で8年になったことに大きな不満をもち、再交渉を求めている。トランプが（そしてクリントンも）TPPに反対した大きな理由の1つは、この製薬企業の貪欲なまでの要求にあった。

トランプは、TPPの代わりに2国間の自由貿易協定のための交渉を推進すると主張している。日米間の交渉であれば、米国の要求、すなわち米国籍の多国籍企業の要求は、ずっと通りやすい。これは、80年代末に始まった日米構造協議や年次改革要望書の歴史を振り返れば明らかだ。自由貿易の原理が“強者の自由”であるとすれば、2国間の自由貿易協定のための交渉こそ自由貿易をむき出しの姿で推進する方法となる。トランプ政権は、米国籍の巨大企業の要求をストレートに押し付けてくる2国間交渉を積極的に展開してくるだろう。それは、保護主義ではなく形を変えた自由貿易主義であり、国家がより強い調整役を演じるグローバル化の推進なのである。

「世界の警察官」役を降りることができるか

トランプの「米国第一」は、米国が「世界の警察官」の役割を降りるという宣言である。しかし、これは今に始まったことではない。オバマ政権はイラクから軍を引き、「米国は世界の警察官ではない」（13年9月）と宣言した。米国が軍事的に覇権国として振る舞うことはできないし、しないと認めたわけである。米国の覇権の没落はゆっくりとではあるが不可逆的に進んでいて、トランプもオバマの選んだ路線を引き継がざるをえない。ただし、オバマはそれでも「人権」とか「核なき世界」といった普遍性のある理念にこだわって外交を展開したが、トランプにはそれさえない。

米国の覇権の衰退は、シリア内戦の激化やISの台頭、ロシアによるクリミア併合とウクライナ危機、南シナ海における中国の拡張主義的行動、北朝鮮の核ミサイル開発など、世界秩序の不安定化・不確実化を加速してきた。かといって、米国に代わって中国が覇権国になる意思も力もなく、覇権国なき世界、「Gゼロ」（ブレマー）の時代を迎えている。

しかし、米国は、その覇権の衰退が招いた世界秩序の混沌が皮肉にも米国に「世界の警察官」から降りることを簡単に許さない、というジレンマから逃れられない。イラクから撤兵したオバマも、IS支配地域への空爆に乗り出さざるをえなかった。力関係の均衡維持や紛争への介入は避けられず、そこでトランプはどのように立ち振る舞うのだろうか。対中関係や中東政策や対IS政策の行方は不分明だが、同盟国の役割と負担の強化を求めてくることだけは確実だろう。日米安保に即して見れば、それが在日米軍駐留費の増額だけにとどまらず、ずっと大きな軍事的役割を日本が担うことを求めてくる可能性がある。

（白川真澄／ピープルズ・プラン研究所）

オリンピックが孕み産みだし続けてきた「惨害」をはね返すために！
―1.22「2020オリンピック災害おことわり連絡会」結成集会へ

本通信８月31日号の表紙でも写真報告された「おことわり東京オリンピック８.21集会」を契機に、なにかしなくてはと思ってきた人たち30人ほどが、それぞれの経験や思いを持ち寄り、国際連帯、招致反対、立ち退き阻止の運動を担ってきた先行団体や条件付き反対派とも連携しながら緩やかに大きく繋がれないかと相談会を重ねてきた。

相談会で吐露された思いとは、「スポーツとアスリートをオリンピックによる根元的独占から取り戻したい」「メダルを取った人も取らなかった人も不幸にするオリンピックとはなんだ」「スピードと正確性の追求が身体の機械化を要求し選手のみならず観客からも人間性を奪い、兵士養成にも通じかねない」「オリンピックやスポーツは優生思想そのもの」「スポーツに限らず順位を付けるための競い合いそのものに抵抗あり」「招致段階から始まる（ボランティア）動員文化の助長が学校教育をさらに壊す」「『日の丸・君が代』強制文化の蔓延が耐え難い」「拝金主義と国威発揚に雁字搦めにされたオリンピックは死んだも同然」「オリンピックを口実にテロ対策という名の相互監視のための法整備、国民監視治安体制強化が狙われている」「『経済的効果』の嘘を暴く必要あり」「何よりフクシマ隠蔽五輪であることが許せない」「コマーシャリズムへの無抵抗やオリンピックに引き寄せられる心情にどう訴えられるのか」「オリンピックには都市再開発の利権と暴力性がつきもの」「元首名誉総裁規定を利用した天皇制強化やテロ対策を口実にした緊急事態条項新設が改憲への地ならしになる」「非正規労働の増加、外国人労働者の大量導入、原発被災地労働条件の劣化、性労働の搾取、性暴力の増加などを招くことは必至」「オリンピックの実態をフェミニズムの視点からも検証する必要あり」など多岐にわたり、私たちの日常と非日常の全てが問われるほどの広がりと深刻さを孕んでいることを痛感させられ、『おもてなし』ではなくオリンピック災害『おことわり』を国内外に発信していく連絡会の結成集会を2017年１月22日（日）に催す運びとなった（午後１時半・千駄ヶ谷区民会館）。

当日は、原宿の五輪橋から昼頃出発する反五輪の会主催のデモに参加し、その後千駄ヶ谷区民会館で夕方までリオやピョンチャン、福岡、福島、長野、大阪等遠方からのビデオメッセージや来東京スピーカーも含めて15人位の方々にRead-in Speak-out形式で表現してもらうという企画。３年半後にせまった、でもまだ３年半はある！オリンピックは止めるしかないという気運を作る運動のスタートに是非関心をお寄せいただきたい。

（大友深雪／東京オリンピックおことわリンク）

天皇制はいらない！「代替わり」を問う　２・11反「紀元節」行動への参加を！

2016年夏の、明仁天皇の「生前退位」意向表明と「ビデオメッセージ」によって、天皇主導の「天皇代替わり」が始まり、それにたいする抵抗も開始されている。11月20日、吉祥寺で行なわれた「代替わり」に反対するデモは、大量の右翼の襲撃と、それを容認する警察による厳しい規制に見舞われた。天皇制の存在と、根強いタブー意識とが、重大な人権侵害を引き起こし続けている。

政府が設置した「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」は、すでに16人のヒアリングを終え、メンバーによる論点整理に入っている。12月７日の第６回会合は、天皇の「公的行為」について、その時々の天皇が「自らの考えで程度、内容などを決めていけばよい。天皇、時代によって異なるべきだ」との認識でおおむね一致したと報じられている。憲法上、天皇がしてよいことは、第７条に列挙された国事行為のみであるが、それ以外の天皇の政治的な行為が「公的行為」として実際には行なわれ続けてきた。それはいわば天皇条項の「解釈改憲」にほかならなかった。しかし「有識者会議」は、その違憲の行為を追認しただけでなく、その「公的行為」の内容さえも、天皇が決めてよいという見解を示したのだ。明仁天皇のメッセージを汲み取った、能動的・積極的な天皇像そのものである。

すでに、2018年中の「即位・大嘗祭」が日程に上り始めている。「大嘗祭」や、「即位」にともなう「三種の神器」の承継儀式などは皇室神道の儀式であり、国家が宗教的行為を行うことを禁じた憲法の政教分離原則の侵害にあたる。「公務」の拡大を通じた天皇の行為の拡大や、政教分離違反の皇室祭祀の政治的前面化は、安倍政権の下ですすめられようとしている改憲プランとも一致している。

このような状況のなかで、私たちは、２・11反「紀元節」行動を準備している。「建国記念の日」が、神武天皇の建国神話にもとづく天皇主義の祝日（「紀元節」）であることは、日本とは、「長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」であるとする自民党の改憲草案前文にある規定につながっている。

こうした「代替わり」状況のなかで、天皇制がどのような方向に再編成されようとしていくのか、そして、それと現実的に闘っていくために何が課題かということを、各地で闘いを開始している人びとと意見をかわしながら、「代替わり」過程総体と対決していく行動を共同で作り出していくために、この2・11集会とデモにとりくみたい。当日は、早稲田の日本キリスト教会館からデモに出発し、そのあと再び同会館に戻って、こうした内容についての討論集会をもつことにしている。

多くの皆さんがこの行動と討論に参加して下さるよう訴える。

（北野誉／実行委員会）

天皇制民主主義という壮大な茶番
11・20天皇制いらないデモ（吉祥寺）襲撃事件から考える

■破壊された「天皇制いらないデモ」

８月の天皇「生前退位」発言以降、マスコミ世論は「退位の是非」に対立軸を絞られた。「天皇制なくそう」という、少数であれ大切な意見はほとんど露出してこない。

私はモヤモヤしていた。友人たちもモヤモヤしていた。モヤモヤ仲間が集まって、デモをやろうということになった。三多摩一の繁華街・吉祥寺で、日曜日の午後に。

右翼は襲撃を予告していた。もちろん我々も予想していた。でもその酷さは、予想を遥かに超えた。

11月20日、集まった100人のデモ隊に、数十人の武闘派右翼が始終ついてまわった。まず宣伝カーのフロントガラスが割られた。拡声器は４台壊された。夜中までかかって作った７ｍの大横断幕は15分で引きちぎられた。はっきりいって中盤くらいから何のデモだかさっぱり分からなくなってしまった。最低でも６人が出血を伴うケガをした。

警察は、完全に見てみぬフリだった。600人も動員された機動隊は、犯罪行為のオンパレードを前にして、一人の右翼も逮捕しなかった。デモ終了後、所轄の警備課長がニヤついて近寄ってきて、「いやあ大変でしたねえ。被害届出すならどうぞ♪」と言ってきた。警察に頼るのは、完全に“罠”だと確信した。

■次の闘いは、ぜひあなたから

終わった後、25万円を越える物損カンパを呼びかけた。幸いたくさんの方がすぐに応じてくれた。デモに参加していなかった方からも含めて、たくさんの激励を頂いた。東京新聞が23日の『特報部』で大きく取り上げてくれたことも大きかった。

でも、少し気がかりがある。右翼暴力の突出を前に、「右翼が悪い、放置した警察も悪い」っていう話に落とし込まれるのは、要注意だと思う。

私は天皇制の話をしたい。事実上、天皇制反対に関する政治的表現の自由は禁じられている。確かに、学者や書物の世界はかつてより安全になっているかもしれない。だが、地位も権威もない人間が選び取る街頭では、天皇タブーはこの１０数年で酷くなる一方である。それは、「明仁天皇＝いい人、民主的、平和的な人」という神話が（社会運動の内部でさえも）拡がっていくことと完全に比例している。

右翼や警察は、確かに悪い。でも、それも含めての天皇制なのだ。明仁がいい人か悪い人かは、どこまでいっても卑しき私たちには想像の域を出ない。その上で彼を「いい人」と捉える向きは、11月20日に私たちに振るわれた暴力と、どこかで密通していることを自覚しておいた方がいい。「民主主義は大事」。結構だ。だけどこの国で社会運動をする以上、臨界点では必ず天皇制が待ち受けていることは、知っておいたほうがいい。

平成Ｘデー闘争の幕は開いた。どうか誰かに任せないで、あなたの手で格闘してほしい。私は殉教者になるつもりはさらさらないし、いっつも恐くて勘弁してくれ～と思いながらやっています。次の闘いは、ぜひあなたから呼びかけて下さい。

（井上森／11・20「天皇制いらないデモ」実行委員会）

報告◎国・東電は労災の責任をとれ!健康被害への補償を行え!
福島第一での被曝労災に対する損害賠償を求める11・23集会

昨年10月、収束・廃炉作業で働いた労働者に対して、被曝による労災（白血病）が初めて認定された。また今年８月、同じ白血病で２人目の被曝労災が認定されている。しかし、厚生労働省はそれらの発表において「科学的因果関係が証明されたわけではない」と強調し、事業者の東京電力は「当社はコメントする立場にない」などと報道機関に語った。労働者の安全に責任がありながら、これほどまでに労災被害者を愚弄する態度があるのだろうか。

被害労働者は黙っていなかった。労災認定一人目のＡさんは、この11月22日、東京電力と九州電力に損害賠償を求めて東京地裁に提訴した。翌日、私たち被ばく労働を考えるネットワークは、厚労省と東電の責任を追及し、闘いに立ち上がったＡさんを大衆的に支援する決起集会として、標記集会を東京・文京区民センターで開催した。

集会ではまず、事故後５年半に渡って行われてきた被曝労働問題に関する関係省庁との交渉について、飯田勝泰さん（東京労働安全衛生センター）が報告した。労働者の雇用・社会保障や被曝管理を含む労働安全対策は、事故直後から多くの問題点が指摘され、事故のたびに追及されてきた。しかし政府が原発再稼働を進める中で、250mSvまで被曝が容認され労働法制との矛盾が指摘される特例緊急作業が制度化されるなど、むしろ労働者の安全は脅かされてきた。

次に、弁護団の木下徹郎弁護士（日本労働弁護団）が訴状の概要を報告した。Ａさんの証言から事業者の管理不足は明らかだが、事業者の過失の有無が争点ではなく、原子力損害が発生していれば事業者に賠償の義務があることが説明された（原賠法の「無過失責任」と「責任集中」）。また、科学的因果関係の証明は事実上不可能であり、その不可能を被害者に強いるのはおかしいと指摘した。

弁護団の海渡雄一弁護士（原発労働者弁護団共同代表）は、収束・廃炉作業における雇用・安全管理の問題や法制度の不備・矛盾を指摘した。そして今回のＡさんの提訴の意義として、①収束作業による比較的高い線量の被曝が健康被害をもたらしうることを社会的に明らかにすること、②類似の事例を掘り起こすきっかけになること、③責任の明確化と制度の改革・改善に繋げること、の３点を挙げた。

会場には原告Ａさん本人も参加しており、海渡弁護士による紹介を受けたＡさんが思いを語った。東北の復興のためにと思って働いたが、労災認定での東電のコメントに非常に怒りを感じ、他の労働者が補償・賠償を受けるためにも提訴を決意した、と話した。

集会の最後の行動提起では、裁判闘争を支える運動主体を東京とＡさんの地元・北九州に作ること、この闘いの意味を社会化し大衆的な包囲網を作ることなどが提起され、参加者約100人の拍手で承認された。

（なすび／被ばく労働を考えるネットワーク）

新連載◉「生前退位」問題から、憲法と「皇室典範」について考える　第4回

欽（朕）定憲法の中の「上諭」（勅語）の思想

反天皇制運動連絡会　天野恵一

前回は、昭和天皇の１１月３日の戦後憲法公布の時点（70年前）での「勅語」についてふれた。今回は、憲法につけられた「上諭」について考えてみたい。そんなものがあるなどとは知らなかった、という人も少なくないかもしれない（それぐらい無視されてきた文章である）。しかし、それは憲法のトップにキチンと書きこまれている。

「朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至ったことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第七十三条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名御璽

昭和二十一年十一月三日」。

この下段に内閣総理大臣・外務大臣吉田茂以下、14人の大臣の肩書きつきの名前（署名）がズラッと並んでいる文章だ。

戦後、専門家の間で、もっともポピュラーに読まれ、使われてきた宮沢俊義の『法律学体系コンメンタール編１・日本国憲法』（日本評論社、1955年）は、こう説明している。

「これは上諭である。上諭とは、明治憲法の下で、天皇が法令を公布するにあたり、そのはじめに附した文章であり、そこで天皇がそれを法定の手続きで制定し、公布する旨が述べられていた。／公布令（明治四〇年勅令六号）（日本国憲法施行とともに廃止された）は、大日本帝国憲法の改正は、天皇が上諭を附してこれを公布すべく、その上諭には枢密顧問の諮詢および帝国憲法第七三条による帝国議会の議決を経た旨を記載し、親書（天皇の署名）の後、御璽を押し、内閣総理大臣が年月日を記入し、他の国務大臣とともに、これに副書すべきものと定めた（公式令三条）。日本国憲法は、この規定にしたがって公布されたのであり、この上諭の方式ももちろんそれによっている。／上諭は、今日の公布分《（法令の公布者が、公布に際して、そのはじめに、『何々法をここに公布する』などと公布する旨をのべる文）》に當る」。

この後、宮沢は、こう断定的に主張している。

「上諭はもちろん、日本国憲法の構成部分ではない。／明治憲法にも上諭があったが、その上諭は、この上諭とちがい、単なる公布文の性質を有するものでなく、むしろ今日の前文の相応するものであり、明治憲法の一部を構成するものであった」（傍点引用者）。

宮沢は、そこでそれでも憲法の制定手続きを明示している文章であるゆえに、その点でのみ、検討対象にすると、ことわって注釈している。

旧憲法と新憲法の間に主権原理の転換（神の主権から民の主権へ）という断絶（革命）があるという八月革命説で、戦後民主主義憲法学をリードし続けた宮沢の論理からすれば当然の主張だろうが、そんなふうに〈無視〉していっていい問題だったのだろうか。

前後、日本共産党の憲法学者として、すこぶる精力的に発言し続けた長谷川正安は、1994年に刊行された『日本の憲法（第三版）』（岩波新書）で、新旧二つの憲法の「交替の法的手続」について以下のように論じている。

「昭和憲法が占領下に制定されたことは周知のことであるが、昭和憲法の制定は、明治憲法第七十三条の改正規定により、議案は帝国議会の審議に付され、両議員の出席議員三分の二以上の多数で議決された。このことはいまではほとんど忘れ去られているが、否定できない事実である」（傍点引用者）。

〈忘れるべきではない〉と注意を喚起しつつ、長谷川はこう続ける。

「この改正手続きにもかかわらず、日本がポツダム宣言を受諾し、その実施のための連合軍の占領が開始されたとき、同宣言の諸条件と両立しえない明治憲法の基本的規定は事実上効力を失っていた。したがって昭和憲法の制定は、憲法のない状態での新憲法の制定と考えられても不思議ではなかった。憲法学者宮沢俊義が、二つの憲法の法的連続性を否定して『八月革命』説を主張したのは実証的な態度といえる。／しかし、日本政府と占領軍が一致して、二つの憲法の法的連続性を維持するため、明治憲法の改正手続きを利用したということは、昭和憲法の制定に一定の影響を与えずにはいなかった。その最大の影響は、明治憲法と同じように、冒頭の第一章に天皇の諸規定が置かれたということによくあらわれている。この一章をみて、国体は護持されたと思った政治家は少なくない」（傍点引用者）。

宮沢は「実証的」ではあったかもしれないが、彼の「事実上効力を失った」憲法の手続きで「改正」する（それも、まったく原理が対立的な憲法の間をつなぐ）などという〈法理論〉は、どう考えてもあたりまえではあるまい。

この問題は、長谷川が考えた以上に重大な問題なのではないか。

「上諭」にある「日本国民の総意」を「朕（天皇）」が「裁可」（天皇の承認）し、「公布」するという論理。今、〈天皇の意思〉と〈国民の総意〉をイコールにするべく動いている戦後に延命した「国体護持派」政治家の末裔・安倍（政権）。天皇の「生前退位」メッセージをめぐって現在のマスコミ全体を支配するイデオロギーは、もっとストレートに〈天皇の意思＝国民の総意〉そこがデモクラシーであるという、「上諭」のトンデもない論理である。この点に着目すれば、問題はよりハッキリする。それは、〈無視〉は許されない「勅語」であったのだ。

このように「上諭」をも媒介に戦後憲法の中に〈神権天皇〉はすべりこんできていたのである。

状況批評

身近な人権の実現運動が戦争を阻止する力に

外山喜久男（個人情報保護条例を活かす会（神奈川））

個人情報保護条例を活かす会は、「君が代不起立個人情報保護裁判」の原告、支援者が裁判後の運動を継続するためにできた組織です。ここでは私個人の考えを述べさせていただきます。

■「日の丸・君が代」の影におびえる行政・裁判所

「日の丸・君が代」強制は2003年の東京都教委の10.23通達の影響を受けた形で神奈川県教委は2004年、君が代斉唱時に教職員が起立することを校長に通知で求めました。そして、2006年より不起立教職員の氏名の収集がはじめられました。これが神奈川県個人情報保護条例第６条で原則取扱い禁止とする「思想信条情報の収集」に当たるとして、県の審査会、審議会という２つの諮問機関が収集「ノー！」の答申を出しました。しかし、県教委はそれを無視して収集は継続されたため、裁判に訴えることになりました（2008年11月）。

神奈川ではほぼ２つの訴訟が同時並行して進められていましたが、互いに矛盾する判決により敗訴という結果に終わりました（2013年４月）。

行政機関は「日の丸・君が代」の影におびえ、自ら作った第３者機関の忠告にも耳を貸さず、裁判所はそのような行政の「思想・良心の自由」「表現の自由」の侵害に対し何ら歯止めをかけられない状況となっています。

■国連勧告を有効に使おう

敗訴後私たちがすぐ取り組んだのは、日本では、「思想・良心の自由」「表現の自由」が実現できていないことを国連に訴えることでした。これについては東京の複数の団体とも連絡を取り合い、国連・自由権規約委員会にレポートを出しました。その結果、2014年７月24日に以下のような勧告を得ることが出来ました。

委員会は，前回の最終見解（CCPR/C/JPN/CO/5，para. 10）を想起し、締約国に対し、第18条及び第19条の各第３項に規定された厳格な要件を満たさない限り、思想、良心及び宗教の自由あるいは表現の自由に対する権利への如何なる制限を課すことを差し控えることを促す。

この勧告においてはじめて、「思想，良心及び宗教の自由」は、規約に定める厳格な要件を満たさない限り制限してはならないことを国連が明確に表明したのです。これは注目に値することです。自由権規約委員会勧告は様々な分野に数多くの勧告を出しています。それだけ、日本の人権状況が酷いことを意味しています。

■「起立しない自由」を事前告知することは学校における創意工夫の一つ（文科省回答）

この勧告の結果を学校現場に反映させるべく2015年には17団体で作る“「日の丸・君が代」強制に反対し，国連勧告実現を求める1·29院内集会実行委員会”に参加し、文科、外務、法務の３省と交渉を持ちました。私たちが重視していたひとつに、君が代斉唱時に、生徒に対して「起立・斉唱は強制するものではない」ことを事前に伝えることがありました。それに対し文科省から以下のような回答を引き出しました（2015.8.21）。

「事前に伝えることを学校に於いてやっていくべきだとお考えになるのであれば、それは各学校における創意工夫の１つだと考える」

これを受けて、私たちは事前告知を神奈川に定着させるため、対県教委交渉を行っています。本来、思想信条に関わるような「日の丸・君が代」強制を学校という公の場でやってはならないものだと私たちは考えていますが、実際行われてしまっている以上、「起立・斉唱しない自由」があることを事前に伝えることは、生徒が人権を学ぶ場としてある学校として最低限果たさなくてはならない義務だと考えます。そう簡単なことではないかも知れませんが、しかし、かつてはできていたことです。粘り強く追求していきたいと思っています。

■安全管理の名の下で、生徒のあらゆる個人情報が県教委の管理下に

一方、生徒の個人情報の取扱いについてもいま議論しているところです。在学生だけでも12万人にも上る全県下の生徒の個人情報、具体的には入学から卒業までの得点・成績、進路、生徒指導記録、健康管理データ、図書貸し出し記録などなど、ありとあらゆる個人情報が学校ではなく、行政機関である県教委の管理下に置かれています。もちろん、生徒や保護者に同意を取っているわけではありません。漏洩の心配だけではなく、行政機関が極めてセンシティブな情報を管理しているということそのものに危険性を感じます。マイナンバーが個々人に振られ、解釈で憲法を変えてしまう時代です。権力がその気になれば徴兵の情報元にもなりうるということまで想像をはたらかせなくてはなりません。「安全管理」の名の下に、個人情報をどんどん権力が吸い上げる今の社会に警鐘を鳴らす必要があると思います。

戦争は人権を踏みつぶすことによって可能となります。別な言い方をすれば、人権の実現こそ戦争を阻止する力にもなるし、改憲阻止につながるものと考えます。

憲法を観る 「弁護人」 ヤン・ユソク監督（2013年・韓国、127分）

200万人もの民衆が立ち上がり、ついに現職大統領が退陣を表明した韓国。民衆の力がここまで大きくなるには、韓国民衆の抵抗の歴史がある。植民地時代の抵抗から、解放後、軍事政権下での民主化闘争は熾烈を極めた。この映画は、1980年代、パク・チョンヒの暗殺後、わずかなソウルの春のあとさらに過酷なチョン・ドゥハン軍事政権が誕生し、抵抗勢力を一気に壊滅させるべく、弾圧の限りを極めた時代の物語だ。

主人公のソン・ユソク（監督と主演の名前を合体）は、高卒で苦学の末に弁護士資格を取得。弁護士仲間からバカにされながら、当時法改正によって弁護士にも開放された不動産登記業務で金儲け。さらに税金専門弁護士として金儲け。政治の話などには関心なしの生活は、世話になった食堂の優秀な息子ジヌが行方不明になる事件に遭遇したことで一変する。

母親のもとに届いた裁判通知で、ジヌの嫌疑は接見さえ出来ぬ国家保安法違反とわかる。「頼りになるのはあなただけしかいない」と母親に懇願され、接見に付き添うと、やっと会えたジヌは体中に暴行の後があり、拷問を受けたことが判明するが、すぐに引き離されて隔離されてしまう。

これがユソクの正義感に火をつけた。ユソク弁護士は先輩弁護士に導かれ、誰も引き受けない国家保安法違反容疑のジヌの弁護人になる。主演のソン・ガンホ自身が最も難しかったと言う法廷場面の展開は、スピード感あふれ、検事や証人を追及する論理展開が見事で胸がすく。裁判の最初から手錠と縄で拘束されていた被告たちを刑事訴訟法違反と告発し、外させる。そして、共産主義を宣伝する不穏書籍とされた「歴史とは何か」（Ｅ・Ｈ・カー著）についてはイギリス大使館に問い合わせ不穏書籍ではないことを証明。

圧巻は拷問責任である警監を追及する場面だ。「国家を守るため」と平然と答える警監に対して「国家とは何か。憲法では国家の主人公は国民である」と、安倍に聞かせたいような追及の鋭さ。だが、拷問の目撃証人として名乗りを上げた軍医の証言を得る前に悪徳警監によって軍医は軍法違反として逮捕されてしまう。スリリングな展開は息もつかせない。数年後、人権弁護士となったユソクは、死亡した学生の追悼集会の首謀者として拘束されるが、ユソクの弁護人として142名の釜山弁護士のうち139名が名乗りを上げ、裁判長が一人一人の名を読み上げる感動的法廷シーンで終わる。

ソン・ユソクは第16代大統領となるノ・ムヒョンであり、事件も実在した。チョン政権下の社会を描いた韓国ドラマ「第５共和国」は当時の暗黒社会をリアルに描いている。名だたる映画賞を22冠受賞した本作は、名優ソン・ガンホの代表作になるだろう。

＊2016年11月より全国順次公開！

（森本孝子／平和憲法を守る荒川の会）

憲法を読む 『沖縄　若夏の記憶』 大石芳野著　岩波現代文庫　1220円＋税

高江の森に穴が穿たれたようになっている空撮映像を見られただろうか？　ハッとした。信じられない、真実とは思えなかった。深くて、豊かな多種の動植物を抱きこんでいると聞く「やんばるの森」にこんなふうに穴を開けていいものだろうか！　その穴を穿つために、近くに生活を営む人たちや、各地からの反対行動を排除するために、ヤマトから行っている機動隊が暴力をつかう、罵詈雑言を吐く。米軍のために。

著者の大石さんは「平和と人間の尊厳を見つめる取材を続けている」写真家だ。市民運動にもずっと前からいつも沿ってくれた。いくつもある著作、写真集の中から、1997年に刊行されたものが、この夏に現代文庫に採録されて入手しやすくなった。ここに静かにじっくりと語られる沖縄は、なんと魅力的か！　そしてなんと哀しみに満たされているか！　中国、日本に近くて、ずっと智慧をつかって呑み込まれずに独自の島風を守り育ててきたのに、遂に薩摩に従属され、人頭税までむしられた歴史がある。なによりも大戦の最後に米軍の鉄の嵐に曝され、大きな大きな被害と悲劇をかぶせられたのだ。もう少し早く白旗を掲げていれば、悲劇は小さかっただろうに、と思わずにはいられない。いまわかっている死者は23万6095人。開邦高校の金城先生は、佐喜眞美術館の館長と館の庭の小石に、休み時間等を使って高校生がフェルトペンで一つずつに番号を入れることを思いついたという。うんざりしていた生徒も「一人一人を書こうと思うようになった。小石が骨に見えたりもして」。たくさんの小石とそこに延びている若い高校生の手が写っている写真から眼が離せない。佐喜眞さんはこども疎開で熊本県で敗戦を迎えた。帰島しても自分の土地は接収されていた。丸木夫妻の絵や、ケーテ・コルヴィッツの絵を飾るためにフェンスのなかの土地の返還を米軍に求めたと。米軍は美術館のためならと、返還に応じてくれることになったが、日本の防衛施設局はなかなかウンと言わず、交渉に三年かかったそうだ。

沖縄ではフェンスと言えば、米軍基地を意味するという。どこでもフェンスはふつう、先端が内向きに曲げられている。中の者の逃亡を防ぐためだ。沖縄のフェンスは外向きに曲げられている。「沖縄の住民を囲うためではないか」といわれていると。どこまでもつづく長いフェンス。

いまも沖縄は苦しみつづけている。日本政府は米軍の手先になっているとしか思えない。政府を成り立たせているのは、私たちヤマトのみんなだ。大石さんの撮った美しい海や樹々、草々、布、石垣、どれもがいろいろのことを語りかけてくる。どうしてこうした私たちの宝物が踏み潰され、貶められなければならないのか。拒否を弾圧する力はなぜ、日本の自衛隊や機動隊や警察なのか。米軍の言いなりにならない政治をつくるしかないと思う。

（梶川凉子／事務局）

反改憲ニュースクリップ
2016年11月12日～12月9日

衆参憲法審、久しぶりの審議　自衛隊に新任務「駆けつけ警護」

【11月12日】〈TPP〉オバマ米政権が、TPP発効に向けた議会承認の年内獲得を断念したことが判明。次期トランプはTPP脱退を主張している。

【11月14日】〈TPP〉安倍晋三首相が参院TPP特別委で、米大統領選でのトランプ勝利でTPP発効が「大変厳しい状況」と認める一方、日本が早期発効を主導する考えを示す。**〈日米安保〉**安倍首相が参院TPP特別委で、トランプ米次期大統領が在日米軍駐留経費の負担増を求めていることに関して、現状の負担が適正との認識示す。**〈日韓軍事協力〉**日韓両政府が、軍事情報包括保護協定（GSOMIA）締結に向けた外務・防衛当局の課長級会合を東京で開き、協定内容で実質合意。**〈生前退位〉**天皇の生前退位をめぐる有識者会合の第４回会合。桜井よしこ、渡部昇一ら４人が慎重・反対意見。石原信雄元官房副長官ら２人は賛成。

【11月15日】〈駆けつけ警護〉政府が、南スーダンPKOに派遣する陸上自衛隊に、安保関連法に基づく新任務「駆けつけ警護」「宿営地の共同防衛」を付与することを閣議決定。**〈原発政策〉**東京電力柏崎刈羽原発が立地する新潟県刈羽村で、現職の品田宏夫村長が無投票５選を決める。

【11月16日】〈憲法審〉参院憲法審査会が今年２月以来９カ月ぶりの実質審議を再開。自民党は「憲法改正は国政の重要課題になっている」とし、合意形成に向けた議論の加速を訴えた。これに対し民進党は「立憲主義を揺るがす安全保障法制を放置して改憲論議を行うことは絶対に許されない」と慎重姿勢。９条について、松川るい（自民）「憲法上は軍隊ではないという不安定な位置付けのまま放置するのは無責任だ」、古賀友一郎（自民）「独立国家である以上、国防の規定がないのはおかしい。国防規定と平和主義は矛盾しない」。浅田均（維新）は、教育無償化、地方権限強化、憲法裁判所設置を訴える。審査会の柳本卓治会長（自民）は審議後、今後は選挙制度を含む「二院制の在り方」が議論の中心になるとの見通しを示す。**〈緊急事態条項〉**「日本会議国会議員懇談会」の憲法改正プロジェクトチームが国会内で勉強会を開き、大規模災害時などに対応するための緊急事態条項について意見交換。PT座長を務める自民党の古屋圭司選対委員長は、災害救助法などで規定されている知事の緊急時の権限が東日本大震災では生かされなかったことなどを紹介。「現行法で規定されていることを堂々と憲法に反映させていくことは立憲主義にも十分のっとる話だ」と述べる。**〈原発政策〉**原子力規制委が、運転開始から40年を迎える関西電力美浜原発３号機の運転延長を認可。「原則40年」は骨抜きに。／原子力委員会の専門委が、原発事故時の電力会社の賠償負担に上限を設けない現行の「無限責任」を維持する方向で一致。**〈TPP〉**石原伸晃経済再生担当相が参院TPP特別委で米国抜きのTPP発効に否定的な考え示す。

【11月17日】〈憲法審〉衆院憲法審査会が約１年５カ月ぶりに実質的な議論を再開。中谷元（自民）は、改憲項目の候補として、災害時などに国会議員の任期延長を認める緊急事態条項のほか、憲法９条への自衛隊の存在明記などを例示。また、中谷は「連合国軍総司令部（ＧＨＱ）の関与の事実ばかりを強調すべきではないという意見を考慮する」と述べ、自民が改憲を目指す根拠にしてきた「押し付け憲法」論を封印し、同論に賛同しない公明党に配慮。**〈在沖米軍〉**米軍普天間飛行場周辺の住民ら約3400人が米軍機の騒音で健康を害したとして、騒音差し止めや損害賠償を国に求めていた第２次訴訟で、那覇地裁沖縄支部が国に賠償約24億円を命じる判決。飛行差し止めは棄却。住民側は控訴の方針。**〈トランプ〉**安倍首相がトランプ次期米大統領とニューヨークで会談。首相は会談後「トランプ氏は信頼できる指導者だと確信」と述べる。会談の詳細は明らかにせず。

【11月18日】〈高江〉米軍北部訓練場へリパッド工事を巡り、沖縄防衛局が、山城博治・沖縄平和運動センター議長の写真と実名を一般向けの説明資料に掲載し「違法で悪質な妨害活動」として紹介していたことが判明。

【11月20日】〈原発政策〉新潟県柏崎市の市長選が投開票され、再稼働容認派の新人・桜井雅弘が当選。**〈駆けつけ警護〉**新任務に対応する陸自第11次隊が青森を出発、南スーダンへ。

【11月21日】〈TPP〉トランプ米次期大統領がビデオ声明で、来年１月の就任初日にTPP脱退を通告すると表明。

【11月22日】〈福島余震〉福島県沖で発生したM7.4の地震により、東電福島第２原発３号機の使用済み核燃料プールの冷却水を循環させる系統が自動停止。冷却は約１時間半後に再開。

【11月23日】〈民進党〉枝野幸男・党憲法調会長が、首相による議会解散権を縮小する改憲を提起する考えを講演で示す。憲法７条３号は、天皇の国事行為として衆院の解散を規定している。**〈日韓軍事協力〉**日韓両政府がGSOMIAにソウルで署名、協定は即日発効。

【11月24日】〈憲法審〉衆院憲法審査会が今国会２回目の実質的議論。民進党は、自民党改憲草案は「立憲主義に反する」と指摘。同様の観点から安全保障関連法に触れ「集団的自衛権を巡る憲法解釈を一方的に変更した」と非難した。上川陽子（自民）は、立憲主義について、「国家権力の行使を制限する」側面よりも「権力分立による基本的人権の保障」に比重を置いた解釈を展開。これに対し、公明党は「権力から国民の人権を保障しようとする立憲主義を維持しなければならない」と主張し、上川と温度差。他方、枝野幸男（民進）は、天皇の生前退位を衆院憲法審の議題とするよう要請。

【11月25日】〈年金〉年金支給額の抑制を強化する年金制度改革法案が衆院厚生労働委で可決。自・公・維新が賛成。民共両党は採決に抗議するが、与党は強行。

【11月26日】〈日英軍事協力〉日英両政府が、両国間初の物品役務相互提供協定（ACSA）を来年１月にも締結する方

向で最終調整へ。自衛隊と英軍との間で弾薬提供も可能にする内容を盛り込む予定。

【11月27日】〈防衛費〉政府が、2016年度第3次補正予算案に、パトリオットミサイル（PAC 3）改修費用など、ミサイル防衛関連費を計上する方針固める。

【11月28日】〈世論調査〉共同通信が26、27両日に行った全国世論調査で、内閣支持率が10月の53.9％から上昇して60.7％に。思いやり予算については、「増やした方がよい」9.2％、「増やす必要はない」86.1％。

【11月29日】〈年金〉年金抑制法案が衆院本会議で可決。**〈福島原発事故〉**経済産業省が、事故処理費用を、従来試算の約11兆円を2倍近く上回る約22.6兆円と試算していることが判明。廃炉に8.2兆円、賠償に8兆円、除染と中間貯蔵施設に計6.4兆円。

【11月30日】〈駆けつけ警護〉南スーダンPKOに陸上自衛隊を派遣するのは憲法違反だとして、次男が陸上自衛隊東千歳駐屯地に勤務している北海道千歳市の女性が、任務の差し止めを国に求めて札幌地裁に提訴。自衛官の家族として平和的生存権を侵害されたとして、国家賠償も求めている。**〈生前退位〉**有識者会議第5回会合。百地章ら4人が退位に賛成。八木秀次は反対。**〈原発政策〉**政府が「高速炉開発会議」の第3回会合。2017年初頭から開発方針の工程表策定を始めるとする骨子案を政府は示す。／日本原子力発電が、敦賀原発2号機で1次冷却水約160リットルが噴き出し、近くにいた作業員10人にかかるトラブルが発生したと発表。／原子力規制委が、九電川内原発に新設する事故対応拠点「緊急時対策棟」が新規制基準を満たしているとして、了承。九電は免震重要棟新設を撤回していた。

【12月1日】〈憲法審〉衆院憲法審査会が幹事懇談会を開き、自民党が8日に「日本国憲法の基本原理」などをテーマに実質的議論の実施を提案したが、民進党が14日までの会期延長に反対していたことなどから拒否し、開催を見送り。**〈防衛費〉**政府が2017年度予算案の防衛費を過去最大の5.1兆円程度に増やす方向で調整していることが判明。安倍政権下で5年連続の増。

【12月2日】〈地方議会〉長野県議会が、自民党が提案した「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書」を採決し、賛成多数で可決。意見書は「国民の安全の確保や環境権の新設、地方の視点に立った選挙制度改革などを検討することが求められる」と問題提起している。**〈カジノ法案〉**カジノを中心とする統合型リゾート施設（IR）推進整備法案が自民・維新などの賛成で衆院内閣委で強行採決。民進は採決に加わらず、共産は反対、公明は自主投票。TPP発効困難で、安倍政権の成長戦略の一環に位置付けか。

【12月3日】〈駆けつけ警護〉防衛省が、南スーダンPKOに参加する陸自部隊の隊員に対して、任務中に死亡した場合に支払う賞恤（しょうじゅつ）金の限度額を現行の6000万円から9000万円に増額する方針を固める。

【12月5日】〈真珠湾訪問〉安倍首相が、今月26、27日に米ハワイを訪問し、真珠湾でオバマ大統領とともに戦争犠牲者を慰霊する意向を明らかに。**〈福島原発事故〉**経産省が「東電改革・1F問題委員会」の会合開き、東電の実質国有化状態を延長する方針を示す。

【12月6日】〈NHK〉NHK経営委員会が、来年1月に任期満了を迎える籾井勝人会長の後任に、経営委員で元三菱商事副会長の上田良一を選出。任期は3年で、経営委員からの選出は異例。**〈戦争責任〉**第2次大戦中に日本に強制連行され過酷な労働を強いられたとして、中国人元労働者と遺族計27人が、ゼネコン大手の鹿島に損害賠償を求めて、北京の地裁に提訴。**〈在沖米軍〉**沖縄県宜野座村の民家上空で、米軍の新型輸送機オスプレイが何らかの物体を吊り下げた飛行訓練。沖縄防衛局は米軍に強く抗議。

【12月7日】〈福島原発事故〉政府が、事故に伴う賠償や除染費用の増加に伴い東電に貸し付ける交付国債の発行枠を、現状の9兆円から14兆円規模へと拡大する方針を固める。**〈在日米軍〉**高知市の南約130キロの太平洋上に、米軍岩国基地所属のFA18戦闘攻撃機が墜落。

【12月8日】〈憲法審〉衆院憲法審査会が幹事懇談会を開く。中谷元（自民）は、新しい人権▽衆参両院の選挙制度▽地方自治▽違憲立法審査制度▽平和主義と国際協力など、今後審議すべき8項目を提案するも、民進党の武正公一筆頭幹事は受け入れず。協議の末、「参政権の保障」という次回のテーマだけが決まる。また中谷は、各党に「多くの意見が一致する部分を一定期間ごとに確認してはどうか」と持ちかけるが、武正らは「現時点で意見をまとめるのは早過ぎる」とこれにも反対した。来年の通常国会での憲法審の審議ペースについて、民進党は予算成立後の4月の再開を主張した。**〈税制〉**自公両党が2017年度の与党税制改正大綱を決定。所得税の配偶者控除は、満額38万円の控除を受けられる要件を、配偶者の給与年収が「103万円以下」から「150万円以下」に引き上げ。エコカー減税は延長。**〈騒音訴訟〉**米軍と海上自衛隊が共同使用する厚木基地の周辺住民が国を相手に起こしていた厚木基地騒音第4次訴訟の上告審判決で、最高裁が、午後10時～午前6時の飛行差し止めを認めていた2審判決を破棄し、住民側の逆転敗訴言い渡し。損害賠償も、過去分82億円のみを認め、2審が命じた将来分は認めず。**〈原発政策〉**九電が、定期検査で停止していた川内原発1号機の運転を再開。鹿児島県の三反園訓知事も再稼働を事実上容認。／三菱重工業と日本原燃が、業績が悪化している仏原子力大手アレバ社に計数百億円程度を出資する方向で最終調整へ。廃炉や核燃料再処理技術を高めたい考え。**〈軍事研究〉**関西大が、軍事技術に応用可能な研究を助成する防衛省の公募制度に学内の研究者が応募することを禁止する方針を決めたことが判明。

【12月9日】〈TPP〉参院本会議で、TPP承認案と関連法案が可決、成立。参加12カ国では、ニュージーランドに続いて2番目に批准。

集会・行動情報　1.4 ～ 2.5

▶1月4日（水）高江・辺野古基地建設を許さない!防衛省正門前抗議行動◆18：30◆防衛省正門前(JR・地下鉄市ヶ谷駅)◆辺野古への基地建設を許さない実行委

▶1月6日（金）不穏なトランプ効果――加速化する改憲と24条の危機◆18：30◆渋谷区男女平等ダイバーシティーセンター・アイリス会議室(渋谷区文化総合センター大和田3階)◆資料代1000円◆清水愛砂(室蘭工大)「明文改憲がめざすもの――緊急事態条項、24条・9条をめぐって」、山口智美(モンタナ州立大)「アメリカと日本――リプロの危機と24条」◆問い合わせ：24条変えさせない実行委◆事前申し込み優先(申し込みフォーム：http//goo.gl/mmxbToから)

▶1月9日（月・休日）道場親信の思想と仕事――刊行記念の集い◆第1部：シンポジウム・14：00、資料代1000円◆第2部：懇親会・18：00、会費3000円◆在日本韓国YMCAスペースYホール(JR水道橋駅、地下鉄神保町駅)◆第1部シンポジウム：1・サークル文化運動をめぐって(宇野田直哉、水溜真由美)2・住民運動・市民運動をめぐって(安田常雄)3・戦後論と反戦平和運動をめぐって・太田昌国)4・社会運動の夢と文化をめぐって・酒井隆史◆道場さんを偲ぶ実行委員会

▶1月10日（火）講演会「日本会議の正体」◆講演：青木理◆資料代500円◆18：30開場◆相模大野サウスモール3Fユニコムプラザ・セミナールーム(小田急相模大野駅)◆戦争をさせない1000人委員会・相模原

▶1月11日（水）川内原発再稼働するな!九州電力東京支社抗議行動◆17：30～18：15◆有楽町電気ビル前(JR有楽町駅)◆再稼働阻止全国ネット

■東電は原発事故の責任をとれ「第40回東電本店合同抗議」◆東電本店前(JR新橋駅、地下鉄内幸町駅)◆呼びかけ：たんぽぽ舎、経産省前テントひろば

▶1月13日（金）さようなら原発講演会第3回「放射線健康被害のウソ――ICRPのマヤカシ」◆800円◆講師：西尾正道(北海道がんセンター名誉委員長)◆連合会館(JR御茶ノ水駅、地下鉄新御茶ノ水駅・小川町駅)◆さようなら原発1000万人アクション

■第4回立憲デモクラシー講座◆講師：山口二郎◆18：30◆早稲田大学早稲田キャンパス3号館501教室(地下鉄早稲田駅)◆立憲デモクラシーの会

▶1月15日（日）第69回社会運動ユニオニズム研究会「セクシュアルマイノリティの〈生存〉の闘い」◆16：00◆明治大学グローバルフロント1階グローバルホール(JR御茶ノ水駅、地下鉄神保町駅)◆第1部映画「怒りを力に ACT　UPの歴史」、第2部　堀江有里さんトーク「いまレズビアンとして生きるということ」◆明治大学労働教育メディア研究センター、一橋大学大学院社会学研究科フェアレイバー研究教育センター

▶1月17日（火）キャンドル・アクション　JUSTICE for OKINAWA !署名提出&キャンドル集会～最高裁は口頭弁論を行い、高裁判決を破棄しろ!◆署名提出16：00～17；00◆キャンドル集会　19：00～20：00◆最高裁判所周辺(地下鉄永田町駅)◆呼びかけ：「止めよう!辺野古埋立て」国会包囲実行委員会

▶1月20日（金）座標塾講座第3期第1回「トランプのアメリカはどこへ向かうのか」◆18：30◆文京シビックセンター会議室(東京メトロ後楽園駅、都営地下鉄春日駅下車)◆参加費：3回通し2500円、1回1000円◆講師：大井赤亥、コメント：白川真澄◆研究所テオリア◆要参加申し込み：tel/fax 03-6273-7233、email@theoria.info

▶1月22日（日）高浜原発を動かすな!関電包囲全国集会・デモ◆デモ出発前集会14：00◆中之島公園女性像前(大阪市役所南側　地下鉄・京阪淀屋橋駅など)◆本集会16：00～17：30◆関西電力本社前◆1・22関電包囲全国集会実行委

■オリンピック災害おことわり!　Read in Speak Out◆13：30◆千駄ヶ谷区民会館(JR原宿駅、地下鉄明治神宮前駅)◆資料代500円◆発言：山本敦久(成城大学)、いちむらみさこ(Planetary No Olympics Network)、小川てつオ(反五輪の会)、江沢正雄(オリンピックいらない人たちネット)ほか◆「2020オリンピック災害」おことわり連絡会(東京オリンピックおことわりンク)

▶1月24日（火）監視社会化を考える連続学習会第3回「加速する監視カメラ社会化・顔認証と自動追跡」◆お話：武藤糾明(弁護士)◆18：30◆文京シビックセンター4階ホール(地下鉄後楽園駅・春日駅)◆盗聴法廃止ネットワーク、共通番号いらないネットワーク、「秘密保護法」廃止へ実行委

▶1月27日（金）うりずんの雨上映&ジャン・ユンカーマン監督講演会◆大人1000円、学生・障がい者500円◆14：00～16：30　第1回上映、16：45～17：30　ユンカーマン監督講演、18：00～20：30　第2回上映◆松戸市民会館大ホール(JR松戸駅)◆松戸「沖縄とつながろう」実行委

▶2月5日（日）「日の丸・君が代」強制処分反対! 10・23通達撤廃　2・5総決起集会◆13：30◆講演：北村小夜(元教員)「改めていま『教育から戦争が始まる』」◆東京しごとセンター地下講堂(JR・地下鉄飯田橋駅)◆都教委の暴走を止めよう!　都教委包囲・首都圏ネット

▶「反改憲」運動通信：1部400円(月1回発行／第12期：2016年6月～2017年5月)
▶事務局・連絡先：〒101-0063　東京都千代田区神田淡路町1-21-7　静和ビル2A　淡路町事務所気付
▶Tel & Fax：03-3254-5460　▶E-Mail：han-kaiken@alt-movements.org　▶Web：http://www.alt-movements.org/han-kaiken/
▶年間定期購読料：4000円(2016.6～2017.5)　▶郵便振替：00190-7-11558　「反改憲」運動情報通信